

## 一般財団法人地方競馬共済会給付規程（抜粋）

	昭和45年	8月18日	制定	
改正	昭和46年	3月16日	46地競共第	36号
	昭和47年	3月14日	47地競共第	37号
	昭和49年	11月6日	49地競共第	312号
	昭和52年	3月23日	51地競共第	357号
	昭和54年	11月13日	54地競共第	198号
	昭和55年	3月18日	54地競共第	317号
	昭和55年	6月11日	55地競共第	59号
	昭和57年	3月12日	56地競共第	298号
	昭和59年	5月30日	59地競共第	51号
	昭和61年	3月6日	60地競共第	315号
	昭和63年	4月1日	63地競共第	2号
	昭和63年	11月25日	63地競共第	264号
	平成3年	3月1日	2地競共第	922号
	平成4年	3月6日	3地競共第	868号
	平成6年	3月28日	5地競共第	1071号
	平成7年	3月20日	6地競共第	1034号
	平成13年	3月15日	12地競共第	1032号
	平成13年	6月20日	13地競共第	242号
	平成13年	11月8日	13地競共第	657号
	平成14年	3月15日	13地競共第	1023号
	平成15年	11月28日	15地競共第	555号
	平成16年	3月24日	15地競共第	838号
	平成16年	9月24日	16地競共第	400号
	平成16年	12月24日	16地競共第	574号
	平成17年	3月17日	16地競共第	816号
	平成21年	3月30日	20地競共第	673号
	平成24年	3月31日	23地競共第	780号
	平成25年	3月14日	24地競共第	652号
	平成25年	4月1日	25地競共第	15号
	令和2年	3月10日	元地競共第	532号
	令和2年	7月1日	2地競共第	156号

(総則)

**第1条** 一般財団法人地方競馬共済会定款第6条第2項第1号から第3号までに掲げる事項については、この規程の定めるところによる。

(給付の種類)

**第2条** 一般財団法人地方競馬共済会（以下「共済会」という。）は、一般財団法人地方競馬共済会会員規程（以下「会員規程」という。）第4条の規定により会員として承認された者（以下「会員」という。）に対して次の各号の給付を行う。

(1) 障害給付

(2) 入院給付

(3) 遺族給付

(4) 脱会給付（第5条第2項及び第3項に規定する給付を含む。）

2 前項第1号から第3号までの各給付は、会員規程第8条第1項の規定による会費を納入した期間に発生した事象を対象とする。

3 共済会は、前項に定めるもののほか、騎手である会員の競走中その他騎手が地方競馬主催者の管理下にある間における事故に対して特別の給付を行うことができる。

(障害給付)

**第3条** 障害給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいう。以下同じ。）が生じた場合に行うものとし、その金額は、障害の程度に応じて別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事故の日から起算して180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は事故の日から起算して181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、その程度に応じ、別表1により給付する。

3 後遺障害の程度は、医師が作成した診断書に基づき、第22条第1項の規定により保険契約を締結している損害保険会社又は生命保険会社の認定によるものとする。

4 既に身体に障害のあった会員が、業務中の事故により傷害を被り、同一の部位について障害の程度を加重した場合又は同一の部位につき障害の程度に変更があつて前の障害より重い障害等級に該当するに至った場合における障害給付は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害給付の額から従前の障害給付の額を差引いた額とする。

(入院給付)

**第3条の2** 入院給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事し、又は平常の生活ができなくなり、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は治療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。以下同じ。）した場合に行うものとし、その金額は、1日につき3,000円とする。ただし、事故の日から起算して180日以内の入院に限る。

(遺族給付)

**第4条** 遺族給付は、会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合にその遺族に対して行うものとし、その金額は、900万円とする。ただし、この場合において、その会員が業務中における同一の事故により傷害を被り、すでに第3条に規定する障害給付を受けているときは、これを遺族給付の内払とみなす。

2 死亡の判定は、医師が作成した診断書又は死体検案書によるものとする。

(脱会給付)

**第5条** 脱会給付は、会員が共済会の会員の資格を喪失した場合に会員であった者又はその遺族に対して行うものとし、その金額は、在籍期間に応じ別表2のとおりとする。

2 前項の規定により、脱会給付を行うときは、理事長が理事会の議決を経て定める脱会付加給付を行うことができる。

3 第1項の規定は、会員が地方競馬全国協会（以下「協会」いう。）の騎手課程に係る騎手候補生となったことに起因して会員の資格を喪失した場合には、適用しない。ただし、その者が騎手候補生としての身分を失ったとき（騎手候補生としての身分を失ったときに現に会員であった場合及び身分を失ったときから1ヵ月以内に厩務員認定申請を行い、6ヵ月以内に会員資格を取得した場合を除く。）は、この限りでない。

(在籍期間の計算方法)

**第6条** 在籍期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月から会員の資格を喪失した日の属する月までの月数による。

2 正当な理由がないのに会員規程第8条第1項の規定により会費を納入しなかった月があるときは、当該月数は前項の在籍期間に含めないものとする。

3 第5条第3項の規定により、脱会給付の支給を受けなかった会員については、その後取得した会員の資格に係る脱会給付の支給に際し、当該支給を受けなかった脱会給付に係る在籍期間をその在籍期間に加えるものとする。

(業務の範囲)

**第7条** 第3条第1項及び第4項、第3条の2、第4条第1項並びに第15条に規定する「業務中」という業務とは次の作業をいう。

- (1) 厩舎作業（馬の手入れ、飼い付け、装締及び治療に際しての馬の保定、寝わらの搬出入又はこれらに関連する作業）
- (2) ひき運動、乗り運動又はこれらに関連する作業
- (3) 競走、調教のための騎乗又はこれらに関連する作業
- (4) 競馬の開催に関連する競走馬の取扱いに関する作業（遺族の範囲及び順位）

**第8条** 第4条及び第5条の遺族の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - (2) 会員の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
  - (3) 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母
  - (4) 兄弟姉妹、ただし、死亡した会員と同じ世帯に属したことの無い者を除く。
- 2 会員の死亡当時の胎児は、すでに生まれた子とみなす。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。

**第9条** 遺族給付（遺族が脱会給付を受ける場合にあっては、脱会給付）を受ける者の順位は、前条第1項各号に記載する順序による。

- 2 前条第1項第2号、第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とする。
- 3 給付を受けるべき遺族に同順位の方が2名以上ある場合は、その給付は人数によって等分して給付する。
- 4 父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 5 祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。（遺族の特例）

**第9条の2** 会員の遺言により給付を受けるべき者を指定した場合は、その指定を受けた者に支給する。ただし、会員の死亡以前に指定を受けた者が死亡したときは、この限りでない。

- 2 前項の指定を受けたものに支給する給付の額は、民法第1028条の規定を準用する。（受給の欠格）

**第9条の3** 会員を故意に死亡させた者は、第4条及び第5条の給付を受けることができる遺族としない。

- 2 会員の死亡前に当該会員の死亡によって給付を受けることができる先順位

又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、給付を受けることができる遺族としない。

(給付の申請)

**第10条** 第3条、第3条の2、第4条又は第5条に掲げる給付の事由が発生した場合、障害給付については様式第1号、入院給付については様式第2号、脱会給付については様式第3号の給付申請書を会員又は会員であった者から、遺族給付については様式第4号、会員の死亡による脱会給付については様式第5号の給付申請書を遺族又は第9条の2第1項に掲げる指定を受けた者から理事長に提出するものとする。

(給付事由の期間)

**第11条** 給付は、会員が、その資格を取得した日から喪失した日までの間に発生した事故に基づく給付事由について行うものとする。

(給付の条件)

**第12条** 理事長は、必要があるときは給付の支給に条件を付することができる。

(請求権の消滅)

**第13条** 脱会給付の請求権は、その給付事由が発生した日（第5条第3項本文に該当する者が騎手候補生としての身分を失ったときは、その失った日）から1年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 障害給付、入院給付及び遺族給付の請求権は、次の各号に規定する日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(1) 障害給付については、障害が固定したと診断された日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(2) 入院については、退院の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(3) 遺族給付については、会員の死亡した日

(請求権の消滅)

**第13条の2** 会員の死亡以前に死亡した第8条に掲げる者に係る給付の請求権は、その者の死亡により消滅する。

(給付の制限)

**第14条** 次の各号の一に該当するときは、その給付は支給しない。

(1) 障害給付又は入院給付の原因となる事故の発生について、会員に故意又は重大な過失のあるとき

(2) 死亡の原因となる事故の発生について、会員に意図した故意のあるとき

(3) 障害給付、入院給付又は脱会給付に関し虚偽又は不正の事実に基づいて申請をしたとき

(他の身体の障害または疾病の影響)

**第15条** 会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害若しくは疾病の影響により、又は業務中の事故により傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する給付金額とする。

2 正当な理由がなく会員が治療を怠ったことにより、業務中の事故による傷害が重大となったときも、前項と同様とする。

**第16条** 次の各号の一に該当する者に対する脱会給付は、第5条の規定にかかわらず、同条に定める給付額の3分の2とする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (3) 競馬法施行令第17条の4において準用する同令第10条第1項第4号の規定により競馬に関与することを禁止され、又は停止された者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として免許若しくは認定を取り消された者
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて、会員となったことが判明した者
- (6) 会員資格を取り消すことが適当と評議員の3分の2以上に認められ、理事会において決議された者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、脱会給付を給付額の3分の2とすることが適当であると、理事会において決議され、評議員の3分の2以上に認められた者

**第16条の2** 脱会の申し出が受理された者のうち、なお会員規程第2条の各号の一に該当し、会員となり得る資格を有している者に対する脱会給付の額は、第5条第1項の規定にかかわらず、在籍期間に応じた別表2の給付額の3分の2とする。

**第17条** 第14条又は第16条第1号（同条第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものに限る。）から第6号までのいずれかに該当するおそれがあると判断するに足る明白な理由があるときは、その該当の有無が決定するまで、その給付の支給を停止することがある。

（脱会給付の仮払）

**第17条の2** 会員資格を喪失した者が第16条第1号（同条第2号に掲げる法律の規定の違反に係るものを除く。）又は第7号に該当するおそれがあるときに、その者から給付の申請があった場合は、脱会給付の給付額の3分の2に

限り仮払をすることができる。

(給付金の返還)

**第18条** 虚偽若しくは不正の事実に基づいて、給付に関する申請を行い、支給を受けた給付金又は第14条、第15条若しくは第16条に規定する場合に該当するにもかかわらず、第3条、第3条の2、第4条若しくは第5条の規定により支給を受けた給付金は、その全部又は一部を返還させる。

(審査の請求)

**第19条** 会員又はその遺族は、この規程に基づいて行う給付について理事長の決定に不服があるときは、別に定める不服審査会に対し審査請求することができる。

2 前項の審査請求は、給付の決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書で行わなければならない。

(特別の給付の要件等)

**第20条** 第2条第2項の規定による特別の給付の要件、支給額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、別に定める。

(会員の義務)

**第21条** 会員は、障害給付、入院給付及び遺族給付に関する共済会又は次条の規定による保険契約に係る損害保険会社の指示に従うとともに、調査等に協力しなければならない。

(保険契約)

**第22条** 共済会は、この規程による障害給付及び遺族給付の事業の円滑な運営に資するため、損害保険会社又は生命保険会社と会員を被保険者とする保険契約を締結する。

2 前項の保険契約に基づく保険金の請求及び受領は、会員又はその遺族に代り、共済会がこれを行う。

3 第1項の保険契約に基づいて支払われる保険金は、その全額を第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める障害給付、入院給付及び遺族給付に充当する。

別表 1

## 障 害 給 付

障害の程度	給 付 額
	円
障害の等級 1 級	9, 0 0 0, 0 0 0
障害の等級 2 級	8, 0 1 0, 0 0 0
障害の等級 3 級	7, 0 2 0, 0 0 0
障害の等級 4 級	6, 2 1 0, 0 0 0
障害の等級 5 級	5, 3 1 0, 0 0 0
障害の等級 6 級	4, 5 0 0, 0 0 0
障害の等級 7 級	3, 7 8 0, 0 0 0
障害の等級 8 級	3, 0 6 0, 0 0 0
障害の等級 9 級	2, 3 4 0, 0 0 0
障害の等級 1 0 級	1, 8 0 0, 0 0 0
障害の等級 1 1 級	1, 3 5 0, 0 0 0
障害の等級 1 2 級	9 0 0, 0 0 0
障害の等級 1 3 級	6 3 0, 0 0 0
障害の等級 1 4 級	3 6 0, 0 0 0

(備考)

障害の等級は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 2（第 40 条関係）による。

(注 1)

一の年度中にすでに支給した障害給付がある場合には、遺族給付支給額は 9 0 0 万円から当該障害給付支給額を控除した残額とする。

(注 2)

障害給付支給額は一の年度を通じて 9 0 0 万円を限度とする。



別表 2

平成 16 年 4 月以降の在籍期間に対する給付額

年度	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
平成 16 年度	3,240	6,480	9,720	12,960	16,200	19,440	22,680	25,920	29,160	32,400	35,640	38,880
平成 17 年度	3,480	6,960	10,440	13,920	17,400	20,880	24,360	27,840	31,320	34,800	38,280	41,760

\*平成 18 年度以降は 3, 6 0 0 円に在籍した月数を乗じて得た額

平成 16 年 3 月末までの在籍期間に対する給付額 (在籍期間 1 年(12 カ月)以上の者に限る。)

		在 籍 月 数											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
在 籍 年 数	1	14,646	15,838	17,029	18,220	19,412	20,603	21,794	22,986	24,177	25,368	26,560	27,751
	2	29,994	31,272	32,551	33,830	35,110	36,388	37,667	38,946	40,225	41,504	42,783	44,062
	3	46,112	47,455	48,799	50,141	51,485	52,828	54,171	55,514	56,858	58,200	59,544	60,887
	4	63,072	64,484	65,898	67,311	68,725	70,137	71,551	72,964	74,378	75,791	77,204	78,617
	5	86,618	88,581	90,543	92,505	94,467	96,430	98,392	100,354	102,316	104,279	106,241	108,203
	6	127,195	130,575	133,957	137,339	140,720	144,101	147,482	150,864	154,246	157,626	161,008	164,389
	7	167,981	171,380	174,779	178,177	181,577	184,975	188,375	191,773	195,172	198,571	201,970	205,368
	8	216,126	220,138	224,150	228,162	232,175	236,186	240,198	244,211	248,223	252,234	256,247	260,259
	9	264,552	268,586	272,622	276,658	280,693	284,728	288,764	292,799	296,835	300,870	304,905	308,941
	10	320,405	325,060	329,714	334,368	339,023	343,677	348,332	352,986	357,641	362,295	366,950	371,604
	11	390,135	395,945	401,756	407,567	413,378	419,188	424,999	430,810	436,621	442,431	448,242	454,053
	12	469,746	476,380	483,014	489,648	496,283	502,917	509,551	516,185	522,820	529,454	536,088	542,722
	13	555,734	562,899	570,065	577,231	584,397	591,562	598,728	605,893	613,059	620,224	627,390	634,556

	14	647,539	655,189	662,840	670,489	678,140	685,790	693,441	701,091	708,742	716,392	724,043	731,693
	15	745,651	753,827	762,003	770,179	778,355	786,531	794,707	802,883	811,059	819,235	827,411	835,587
在 籍 年 数	16	850,070	858,771	867,473	876,174	884,876	893,577	902,280	910,981	919,683	928,384	937,086	945,787
	17	955,190	963,950	972,710	981,470	990,230	998,990	1,007,750	1,016,510	1,025,270	1,034,030	1,042,790	1,051,550
	18	1,067,318	1,076,662	1,086,006	1,095,350	1,104,694	1,114,038	1,123,382	1,132,726	1,142,070	1,151,414	1,160,758	1,170,102
	19	1,180,147	1,189,549	1,198,952	1,208,353	1,217,756	1,227,158	1,236,561	1,245,963	1,255,366	1,264,768	1,274,171	1,283,573
	20	1,293,676	1,303,137	1,312,598	1,322,059	1,331,520	1,340,980	1,350,441	1,359,902	1,369,363	1,378,824	1,388,284	1,397,745
	21	1,408,608	1,418,185	1,427,763	1,437,340	1,446,918	1,456,496	1,466,073	1,475,651	1,485,228	1,494,806	1,504,384	1,513,961
	22	1,525,641	1,535,393	1,545,147	1,554,899	1,564,652	1,574,405	1,584,158	1,593,910	1,603,664	1,613,416	1,623,169	1,632,921
	23	1,642,675	1,652,427	1,662,180	1,671,933	1,681,686	1,691,438	1,701,192	1,710,944	1,720,697	1,730,449	1,740,203	1,749,955
	24	1,773,724	1,784,645	1,795,566	1,806,486	1,817,408	1,828,328	1,839,249	1,850,169	1,861,091	1,872,011	1,882,932	1,893,853
	25	1,905,475	1,916,454	1,927,433	1,938,412	1,949,392	1,960,371	1,971,350	1,982,329	1,993,308	2,004,288	2,015,267	2,026,246
	26	2,054,044	2,066,425	2,078,806	2,091,187	2,103,568	2,115,948	2,128,329	2,140,710	2,153,091	2,165,472	2,177,852	2,190,233
	27	2,202,614	2,214,995	2,227,376	2,239,756	2,252,137	2,264,518	2,276,899	2,289,280	2,301,660	2,314,041	2,326,422	2,338,803
	28	2,368,704	2,382,544	2,396,385	2,410,225	2,424,067	2,437,907	2,451,748	2,465,589	2,479,430	2,493,270	2,507,112	2,520,952
	29	2,535,494	2,549,393	2,563,292	2,577,192	2,591,091	2,604,990	2,618,889	2,632,788	2,646,688	2,660,587	2,674,486	2,688,385
	30	2,726,112	2,741,996	2,757,881	2,773,766	2,789,651	2,805,536	2,821,420	2,837,305	2,853,190	2,869,075	2,884,960	2,900,844
	31	2,918,832	2,934,891	2,950,952	2,967,011	2,983,072	2,999,131	3,015,192	3,031,251	3,047,312	3,063,371	3,079,432	3,095,491
	32	3,113,654	3,129,889	3,146,124	3,162,360	3,178,595	3,194,830	3,211,065	3,227,300	3,243,536	3,259,771	3,276,006	3,292,241
	33	3,311,280	3,327,748	3,344,217	3,360,686	3,377,155	3,393,624	3,410,092					